

世田谷区スポーツ推進基金条例（案）

（設置の目的）

第1条 生涯を通じて誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、区民等が行うスポーツの推進に関する活動及びスポーツの機会を確保するための環境整備に対する支援並びにスポーツ施設の建設、改修等の資金に充てるため、世田谷区スポーツ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（一部処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。